

## 本校職員の不祥事に係る懲戒処分について

平成27年10月8日

校長 藤本 晶

平素は、本校の教育研究活動にご協力とご理解を賜り、誠にありがとうございます。

平成27年8月25日に本校職員が静岡県迷惑防止条例違反で逮捕されたことにつきましては、大変なご心配とご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ありませんでした。

高等教育機関の職員としてあるまじき行為に対して厳正に対処し、当該職員につきまして下記のとおり懲戒処分を行いました。

今後は、教職員の規律をより一層高め、失ってしまいました信用を教職員一丸となって取り戻すべく、最善を尽くしてまいる所存ですので、よろしく願いいたします。

### 記

1. 処分発令日 平成27年10月8日(木)
2. 処分の内容 教職員就業規則第47条第五号及び第八号により、懲戒処分として3月間の停職とした。

以上